

第 241 回三重県開発審査会 審議概要

令和 7 年 11 月 12 日（水）10 時 00 分～

三重県勤労者福祉会館 B 階 特別会議室

三 重 県  
(事務局)

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

まず、開催に先立ちまして、建築開発課長の太田から、あいさつ申し上げます。

(幹事 三重県建築開発課長から挨拶)

三 重 県  
(事務局)

それでは、実質的な審議に入ることになりますが、三重県開発審査会条例第 4 条第 2 項の規定に基づき、会長及び 3 人以上の委員が出席しなければ会議を開くことができないとされています。本日は 2 人欠席されていますが、会長及び 4 人が出席されていますので、本日の審査会は成立することを報告させていただきます。

本日ご審議いただきますのは包括議決案件が三重県 11 件、津市 7 件、松阪市 16 件、桑名市 5 件、鈴鹿市 21 件です。本審査案件は津市が 1 件です。

審議については、「三重県開発審査会の公開に関する方針」により、包括議決案件は公開、本審査案件は、法人の利益に関する情報が含まれることから、非公開となります。

なお、本日の傍聴者は、お見えになりません。

それでは、条例第 4 条第 1 項に基づき、会長が議長となるとされていますので、ここからの議事進行を会長にお願いしたいと思います。会長、よろしくお願ひいたします。

会 長

まず、第 240 回開発審査会の議事録及び審議概要のご確認をお願いします。事前にご確認いただいているかと思いますが、なにか修正等はございますでしょうか。

会 長

それでは、これにて第 240 回開発審査会の議事録及び審議概要を確定したいと存じます。

会 長

次に、包括議決案件について、まずは三重県分から説明をお願いします。

三 重 県  
(処分庁)

(包括議決案件 11 件の報告)

会 長

ご質問等ございませんでしょうか。

委 員

はい。

会 長

それでは、次に津市分の説明をお願いします。

津 市  
(処分庁)

(包括議決案件 7 件の報告)

会 長	ご質問等ございませんでしょうか。
委 員	はい。
会 長	それでは、次に松阪市分の説明をお願いします。
松 阪 市 (処分庁)	(包括議決案件 16件の報告)
会 長	ご質問等ございませんでしょうか。
委 員	はい。
会 長	それでは、次に桑名市分の説明をお願いします。
桑 名 市 (処分庁)	(包括議決案件 5件の報告)
会 長	ご質問等ございませんでしょうか。
委 員	はい。
会 長	それでは、次に鈴鹿市分の説明をお願いします。
鈴 鹿 市 (処分庁)	(包括議決案件 21件の報告)
会 長	ご質問等ございませんでしょうか。
委 員	はい。
会 長	それでは、三重県11件、津市7件、松阪市16件、桑名市5件、鈴鹿市21件の包括議決案件の報告を終了します。

\* これより先は、1件の本審査案件の審議であり、第241回三重県開発審査会の本審査案件は、法人の許可申請に係る妥当性及び適合性を審査するもので、法人の利益に関する情報が含まれる事項について取り扱うものであることから、三重県情報公開条例第27条第1号の規定に基づき、非公開として取り扱っています。

1 都市計画法第43条第1項の規定に基づく建築行為の許可に関する議案

ア 申請地：津市河芸町一色字石橋56番1の一部

イ 建築物の用途：保険薬局（地域連携薬局）

ウ 主な意見や質問

- ・ 住民に分かりやすいよう、看板を掲げる予定はありますか。
- ・ 地域連携薬局に認定された旨の報告は、審査会になされますか。
- ・ 駐車場4台はどのように使用されるのでしょうか。

エ 結論

承認します。